

平成28年御嵩町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年6月6日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成28年6月6日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第4号 平成27年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について
 - 報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について
 - 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額）
 - 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額）
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第6号））
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例）
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）
 - 議案第28号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第29号 工事請負契約の一部変更について

議事日程第1号

平成28年6月6日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 定例監査実施報告書

(2) 随時監査実施報告書

(3) 財政援助団体等監査報告書

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成28年2月分から4月分まで）

町長報告 7件

報告第4号 平成27年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 6件

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第6号））

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例）

議案第28号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第29号 工事請負契約の一部変更について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 寺 本 公 行
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 加 藤 暢 彦
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 森 島 嘉 人	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 須 田 和 男	企 画 課 長 小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長 高 木 雅 春	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 大 鋸 敏 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 亀 井 孝 年	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成28年御嵩町議会第2回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

第1回定例会から3カ月ということではありますが、熊本地震が発生しました。再び大きなショックを受けております。ことし1年いろんなことを決める年になるのかなということを改めて実感しております。

それでは、挨拶をさせていただきます。

御嵩町議会第2回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

東日本大震災から5年余りが過ぎ、人の記憶の風化も速度を増す中、熊本地震が発生しました。被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く平穏な生活に戻られることを心よりお祈りしております。

熊本地震は、震度7の前震の後、再び震度7を観測する本震が襲い、広範囲に甚大な被害をもたらしました。本町と同じ環境モデル都市である熊本県小国町とは、本年2月、米国ポートランドで開催された内閣府主催の国際フォーラムに北里小国町長とともに参加したことでつながりが深まりました。小国町でこの5月に開催予定でありました地域環境エネルギーシンポジウムに、パネリストとして私をお招きいただいておりますが、前震の段階では予定どおり開催、本震後には延期が決定されました。

小国町は、前震では大きな被害が発生していないことが確認できましたが、本震の直後には、状況も把握できない状態となりました。被災に心を痛め、少しでも協力したいとの思いから、北里町長に直接電話をし、何かお手伝いできることがあれば具体的に教えてほしいと支援の申

し出をさせていただきました。それ以降は、担当者レベルの打ち合わせに入り、要請のありましたテレビ、飲料水袋や食糧などの支援物資を積み込み、本震から3日後、要請の翌日となる19日に職員6名を派遣しました。

現地では、給水活動、水道施設の復旧に向けた作業や、各地から集まる支援物資の仕分け、避難所集約のお手伝いなども行い、22日に無事帰庁いたしました。短期間の支援活動ではありましたが、迅速な対応ができたことは荣誉であり、日ごろからの防災意識、自治体間の友好の大切さを改めて認識いたしました。また、6名の職員が実際に被災地に入ることにより見聞きした経験は、本町の今後の防災対策、大規模な災害時の対応に大きく役立つものであると確信しております。

5月24日には、御嵩町職員会主催による支援活動報告会を行い、派遣職員から被災地の現況などを職員に伝え、防災・減災について考え直す機会となったところでございます。また、今月3回開催を予定しております行政懇談会でも、小国町へ派遣した職員の報告や庁舎問題について、町民の皆様の問題提起することを予定しております。

ちなみに、現在の小国町は、5月21日に災害対策本部を解散し、今後は近隣の被災地支援を視野に入れ、梅雨シーズンに備えられるそうであります。

また、環境未来都市・モデル都市推進委員である東京大学名誉教授の村上先生や名古屋大学客員教授の藤田先生に各環境モデル都市の支援を報告され、とりわけ御嵩町の支援に対し、村上先生からは「大変素晴らしいこと。落ちついたら、ぜひこの都市同士の連携を発信すべきだ」、藤田先生からは「これこそが環境未来都市構想の意義」と絶賛していただけたとのであります。

また、延期されたシンポジウムについては、本年秋に開催のめどがついたようであります。その際には、パネリストとしての参加のみならず、許される時間内で被災地の現況も目に焼きつけてくる所存であります。

熊本地震で私が最も衝撃を受けたのは、5つの自治体での役場庁舎の倒壊であります。南海トラフ巨大地震について、震源想定域で「ひずみ」という地震を引き起こす力が広い範囲で蓄積されているとの報道もあり、緊迫感がさらに高まったところであります。この地震で予測される本町の震度は6弱であり、この庁舎は耐えることができないとの結論が出ております。早急に庁舎整備について決断しなければならないという思いが強くなりました。

災害直後に対応に当たるべき行政が機能不全に陥ったという庁舎被災の教訓を生かすためには、多くの時間をかけることができないと考えております。議員の皆様には、今後早い段階で庁舎整備につきまして御協力いただくことが多くあるかと思えます。また、中保育所、併設を予定している児童館についても結論を得ていきたいと考えており、議員の皆様からの提案にも

期待を大きくしているところですので、よろしく願いいたします。

平成25年度の国の補正予算で措置された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業について、事業期間の最終年度を迎え、現在、防災工事を進めている第2期、第3期地区は、工事完成を目指して順調に進捗しています。陥没が多く発生している地域の亜炭鉱廃坑の地下充填が日ごとに進捗していることは、確実に安全確保につながっております。

また、災害発生時に確実に機能しなければならない緊急輸送道路については、国道は国が、県道は県が、本町の負担もなく、今回のモデル事業とは違う財源で実施していただいていることには心より感謝申し上げます。しかしながら、全体からしますとまだまだ部分的ではありませんので、この充填の一步を次につなげるよう努力していかねばならないと考えております。

町民の皆様には、長期間の工事により道路の交通制限や工事車両の通行などで御迷惑をおかけしておりますが、御理解、御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

今年度4月からは、第2期地区、第3期地区の防災モデル事業に隣接する第4期地区において、地盤脆弱性調査に着手してまいります。この調査は、残された防災モデル事業の事業期間が1年を切ったからのスタートであり、早期の調査完了、早期の防災工事着手が絶対条件であると考えています。

そのほかにも、亜炭鉱ハザードマップの見直し事業に着手しています。これら新たな事業は、当初より目標とした南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業でいただいた財源を余すところなく使い切るための事業であります。

長年にわたり、私を初め御嵩町民は、みずから町の有する観光資源の適正な評価をすることなく過ごしてまいりました。しかしながら、外からの客観的評価は想像以上に高く、改めてその価値に気づかされています。その観光資源による今後の活性化を図る上で、関係者の合意形成、各種データ等の収集・分析に基づいた戦略の策定、さらに戦略に基づく地域のマネジメントなどが必要であると考えております。隣接市町の観光資源と連携させ、周辺エリアを一体的に観光地としての魅力を向上させるような取り組みを考える必要もあります。

このため、客観的なデータや指標により、地域内の官民協働や広域的な地域連携による魅力ある観光資源を創出するため、地方創生加速化交付金を活用し、観光基本計画を策定することにいたしました。

この計画策定に当たっては、御嶽宿の再生と活性化のため活動していただいております、みたけ地域活性委員会の御協力を得ながら進めてまいります。来年以降は、この計画を順次展開することで、この地域の観光地としてのブランド化と質の高い観光地づくりを目指し、国内外からの観光客誘致に役立ててまいりたいと考えております。

環境モデル都市の推進について、環境モデル都市行動計画の人づくり、場づくりの分野では、

森と未来を切り開く環境都市交流体験プロジェクトとして、昨年度に引き続き、北海道下川町において中学生の森林環境学習を実施いたします。中学生という多感な時期において、大自然の中での体験活動を通じ、人々の生活や環境と森林との関係について理解を深め、子供たちの生きる力の育成や豊かな人間性、社会性等を培うものと考えております。

また、環境モデル都市行動計画に位置づけられております環境モデル都市間の交流について、下川町の児童が昨年度に引き続きこの夏に本町へ訪問していただける予定となっております。交流を継続していくこととなっております。今後も、同町とは児童・生徒らの交流やモデル都市の事業推進のための情報交換などを続けていきたいと考えています。

現在建設中の防災コミュニティ複合施設には、太陽光パネルや蓄電池、燃料電池の導入も含まれています。熊本地震の報道を受け、避難所の運営に際しては、電力の確保が重要であると改めて認識したところであり、防災力を強化するとともに、地球温暖化対策を行うことで災害に強く、低炭素な地域づくりの実現を目指します。

この4月から、上之郷公民館でボランティア団体「ぬくもりの家」によるサロンの運営が始まりました。上之郷地区では初めての高齢者サロン運営となります。

ぬくもりの家は、高齢者閉じこもり予防活動の一環として、毎月第3水曜日に上之郷公民館で人形劇鑑賞、遠足などのイベントを行っていましたが、この通常活動に加え、サロン担当者を新たに設置し、第1・第3水曜日にサロンの運営を行うこととなりました。今年度は上之郷公民館で運営していただき、来年度からは防災コミュニティ複合施設にて運営していただく予定であります。この1年間、運営の基礎を築いていただき、上之郷地区の憩いの場として定着し、にぎわいのあるサロンとなるよう期待しております。

教育委員会では、教育上の諸課題に関する調査研究を行うため、昨年度末に文部科学省及び県教育委員会に少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業、スーパー食育スクール事業について企画提案したところ、採択されました。

少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業は、上之郷小学校の小規模校のメリットを最大限に生かした教育活動に関する方策及び小規模校のデメリットを最小化させる方策を国の委託金により調査研究してまいります。

また、スーパー食育スクール事業は、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるための実証的資料を得るために、向陽中学校を実践校として「健全な食習慣の形成による健康な体づくり～鉄とカルシウムの栄養指導を通して～」をテーマに県の委託金により調査研究してまいります。

いずれも調査研究を効果的に推進するために、専門的見地からの助言指導が仰げる体制を整備して進めてまいります。今回の補正予算には、調査研究を進めていく経費を計上しております。

す。

今回提案の平成28年度一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず歳入についてであります。国や県の委託事業採択に伴い、活力ある学校教育推進事業委託金136万9,000円、スーパー食育スクール事業委託金194万3,000円などを新規に計上しております。

次に、歳出であります。県の補助事業内示による観光施設等整備工事費604万2,000円の増額、亜炭鉱跡防災モデル事業に関連してハザードマップ精緻化業務委託料5,900万円の増額及び工事請負費3,900万円の減額などを計上しております。

補正予算額は、歳入歳出ともに590万3,000円の追加となっております。

町政をめぐる諸課題についての所見や報告について御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、承認案件4件、一般会計補正予算案1件、その他1件、報告7件、都合13件であります。後ほど担当者から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 柳生千明君、9番 山田儀雄君の2名を指名します。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る4月26日の議会運営委員会において、本日より6月14日までの9日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月14日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

定例監査実施報告書、随時監査実施報告書、財政援助団体等監査報告書、例月現金出納検査の結果について（報告）平成28年2月分から4月分まで、以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付し、議長報告にかえさせていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第4号 平成27年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

おはようございます。

それでは、報告第4号 平成27年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

報告書つづり、1ページをお願いいたします。

平成27年度御嵩町一般会計予算の総務費及び土木費を翌平成28年度に繰り越しをしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額の報告をするものでございます。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書を掲載しておりますが、繰越明許費4件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しております。金額の欄は、3月議会で議決いただいた繰越明許費の繰越限度額でございます。

款02総務費、項01総務管理費の情報セキュリティ強化対策事業は、国の補正予算により採択された事業であり、事業を平成28年度に実施するため、4,586万1,000円の繰り越しをしました。未収入特定財源の国県支出金は、情報セキュリティ強化対策費補助金でございます。

次の地方創生加速化交付金事業も平成28年度に実施するため、7,150万円全額を繰り越ししました。未収入特定財源の国県支出金は、地方創生加速化交付金でございます。

款08土木費、項02道路橋梁費の顔戸橋耐震補強・補修工事は、落橋防止装置の製作に遅延が発生したため、工事未完了分2,815万円全額を繰り越ししております。

国県支出金の未収入特定財源は、防災安全交付金でございます。

次の土木費の項04都市計画費の長岡雨水幹線工事も国の補正予算により採択された事業であり、事業を平成28年度に実施するため、2,340万円全額を繰り越ししております。未収入特定財源の国県支出金は、防災安全交付金です。

以上、4件の事業で翌年度への繰越総額は1億6,891万1,000円となります。

これで平成27年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

報告第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 大鋸敏男君。

上下水道課長（大鋸敏男君）

それでは、報告第5号 平成27年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

諸般の報告つづりの3ページをお開き願いたいと思います。

平成27年度御嵩町下水道特別会計予算の下水道事業費を翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

4ページをお願いいたします。

款01下水道事業費、項02下水道施設費の下水道整備事業について、6,752万円を平成28年度へ繰り越しいたしました。これは、井尻地内で進めております上之郷地区汚水幹線工事第8工区、第9工区におきまして、国道21号及び切木川横断に伴います推進工事において、想定を超える大きな玉石が出土し、高強度のカッターヘッドが必要になり、機械の製作、調達に時間を要したため繰り越したものでございます。

財源の内訳としましては、既収入特定財源、受益者負担金でございますが352万円、未収入特定財源の国県支出金は社会資本整備総合交付金の2,550万円、地方債は下水道事業債の3,850万円を見込んでおります。

以上で、平成27年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

引き続き、5ページをお願いいたします。

報告第6号 平成27年度御嵩町水道事業会計予算繰越計算書の報告をさせていただきます。

平成27年度御嵩町水道事業会計予算の建設改良費を翌年度に繰り越しいたしましたので、地

方公営企業法第26条第3項の規定により繰越額を報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

今回、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、予算繰り越しをした建設改良事業は、次月地内で進めております配水管布設工事で2,000万円を平成28年度に繰り越しました。これは鬼岩地区の国道21号を横断する際の国土交通省との協議におきまして、工法決定に時間を要したため繰り越しをしたものでございます。

財源としましては、全額、損益勘定留保資金を充てることとしております。

以上で、下水道事業、水道事業予算の繰越計算書の報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 筒井幹次君。

建設課長（筒井幹次君）

それでは、諸般の報告のつづり7ページをお願いいたします。

報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

この後お示しをするページにつきましては、諸般の報告のつづり通番ページで進めさせていただきましますので、よろしく願いをいたします。

初めに、19ページをお願いいたします。

平成27年度事業報告書になります。

平成27年度事業報告のうち、1. 概況、(1)総括事項といたしまして、平成27年度の土地開発公社の事業は、上之郷地域活性化事業用地を御嵩町に売却し、新たな用地取得がなかったことから、平成27年度末で保有する土地はございません。

2. 会計、(1)重要契約の要旨では、土地売買に関する契約を平成27年7月13日付、上之郷地域活性化事業用地として、面積3,297.66平方メートルを4,079万1,000円にて売却いたしました。

では次に、決算書について報告を差し上げます。

少し戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

平成27年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書になります。

初めに、収益的収入及び支出から報告をいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

この見開きの表になります。1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。

款1の事業収益は、上之郷地域活性化事業用地の売却収益として、4,079万1,000円の収入がございました。

また、款2の事業外収益では、受取利息として、節1の預金利息1万2,855円の収入があり、合計で4,080万3,855円となりました。

次に、(2)支出です。

款1の事業原価では、上之郷地域活性化事業用地の売却原価が4,050万円となっております。

款2販売費及び一般管理費では、人件費として節1の報酬において監査員報酬2名分を支出いたしました。

また、経費として節1の旅費におきまして、理事会に御出席いただきました議員への支出のほか、節4の委託費では、保有する公有地の除草委託費用を支出しております。

款3事業外費用の支払利息は、公有地の取得に伴う長期借入金利息3万8,646円の支出をいたしました。

款4予備費の支出はございませんので、以上、合計で4,057万6,837円の支出となりました。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。

平成27年度は(2)支出の部におきまして、上之郷地域活性化事業用地の借入金を償還したことによる支出が4,050万円となっております。

次の14ページをお願いいたします。

損益計算書です。

先ほど、10ページ、11ページで説明を差し上げました収益的収入及び支出により、当年度は22万7,018円の当期純利益となりました。

次に、15ページをお願いいたします。

土地開発公社の年度末時点の資産をあらわす貸借対照表です。表の左下、資産合計といたしまして、1,936万6,748円の資産を保有しております。

次の16ページをお願いいたします。

年度末時点の財産目録、隣の17ページは、27年度中のキャッシュフロー計算書になります。

次の18ページから21ページは、決算附属書類となっております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る平成28年4月21日に御嵩町土地開発公社の決算について、監事の永瀬俊一様、同じく柳生千明様に監査を実施していただいております。

以上が平成27年度の御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次の23ページをお願いいたします。

引き続きまして、平成28年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算書について、御報告をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

ここには、平成28年度御嵩町土地開発公社の事業計画基本方針を掲載してございます。

次に、26ページをお願いいたします。

平成28年度御嵩町土地開発公社事業計画になります。本年度は、現時点におきまして公有地の取得及び売却の予定はございません。

次の27ページからは予算書になります。

28ページをお願いいたします。

平成28年度御嵩町土地開発公社予算です。

第1条は、公社の予算を定める総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、収入の第1款事業収益は見込まず、第2款事業外収益において、受取利息1万2,000円の収入を予定するものです。

また、支出では、第1款事業原価の支出は見込まず、第2款販売費及び一般管理費において、監査員2名分の報酬や理事3名分の旅費1万5,000円、第6款予備費の1万円を合わせた支出合計2万5,000円を予定するものでございます。

なお、この収入と支出の差額1万3,000円の不足額は、前期繰越準備金で補填を予定しております。

次の第3条、資本的収入及び支出では、本年度新たな公有地の取得及び売却の予定がありませんので、収入支出ともに見込んでおりません。

次の29ページ、30ページは、収益的収支及び資本的収支の予算明細書になります。

また、31ページには本年度の資金計画、32ページは平成27年度の予定損益計算書、33ページには平成27年度の予定貸借対照表になっております。

次の34ページは、本年度の予定損益計算書、本年度は1万3,000円の当期損失を予定しております。

次の35ページは、本年度の予定貸借対照表となっております。

以上が報告第7号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告となります。

議長（大沢まり子君）

報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、諸般の報告つづりの36ページをお願いします。

報告第8号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、町有地の信託に係る事務処理状況を地方自治法第243条の3第3項の規定により御報告いたします。

最初に、森林経営信託財産目録の資産の部、信託森林の場所ですが、岐阜県可児郡御嵩町御嵩字北山1064番1外46筆の計47筆で、面積が236万2,972平方メートルです。

信託預入金としては、495万5,661円です。

負債の部では、借入金及び借入先はありません。

下記の表は、信託森林の明細ですが、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

続きまして、39ページをお願いいたします。

平成27年度森林経営信託事業実績になります。

面積では、森林簿による対象区域24.99ヘクタールに対し、施業可能区域として施業前に実施測量した面積は13.10ヘクタールでした。これは対象区域を森林簿による面積で計画していましたが、施業前に対象区域を現地測量した結果、杉、ヒノキの木材として販売できる区域であったことによるものです。実績も同じで、達成率は実績を施業可能区域で割った比率で100%となります。材積は対象区域1,250立米に対し、実績は1,259立米です。施業可能区域の材積は、間伐できる木を1本ずつ測量していないことから明記をしてございません。達成率は実績を対象区域で割った比率で101%でした。作業道は、対象区域2,682メートルに対し、施業可能区域1,612メートル。実績も同じで、達成率は100%になりました。

続きまして、40ページをお願いします。

平成27年度の森林経営信託収支報告です。

収入では、補助金及び木材販売による収入が大半で、補助金では間伐・作業道の補助金、木材販売では用材・パルプの販売と受取利息を合わせて、合計2,982万4,939円となりました。

次に支出ですが、主な支出は間伐・作業道開設になります。そのほか作業道維持管理として、のり面緑化、路面洗掘補修、排水処理工を行い、手数料では振込手数料のほか、補助金申請に伴う手数料、木材販売に係る林産手数料がかかりました。信託手数料は、平成27年度信託収益として収入合計から支出の部の森林調査等から租税公課までの合計を差し引いた86万8,070円に3%を掛けた2万6,042円となり、支出合計は2,898万2,911円となりました。

平成27年度の信託積立金は、収入合計から支出合計を引いた84万2,028円となり、平成24年度から27年度の積立金合計は495万5,661円となりました。

続きまして、41ページをお願いします。

平成28年度の森林経営信託事業計画です。

28年度計画として、面積は24.42ヘクタール、材積では1,221立米、作業道は3,027メートルを計画しています。

次に、平成28年度の森林経営信託予算ですが、収入では間伐・作業道による補助金と用材・パルプの木材販売、受取利息で合計3,362万9,000円です。

支出としては、主な支出は伐倒・造材・運搬搬出による利用間伐費と作業道開設のほか森林調査等、作業道維持管理費、手数料で合計3,362万9,000円を見込んでいます。

以上で、森林経営信託事業の報告を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

報告第9号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、専決処分の報告につきまして、御説明をいたします。

諸般の報告書つづりの42ページをお願いいたします。

報告第9号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、平成28年4月21日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分の内容は、事故発生日時、平成28年3月25日金曜日、午前10時ごろ。事故発生場所、岐阜県可児郡御嵩町宿2002番地、上之郷小学校駐車場。損害賠償の相手方、岐阜県加茂郡川辺町中川辺1340番地1、山田昭二。

事故の概要は、学校用務員が不燃物等の廃棄物処理中、空き缶を潰す作業を行っていた際、塗料が残っている空き缶があり、その缶を潰したため塗料が飛散し、同校に勤務する非常勤講師の山田氏所有の乗用車全体に付着した。損害賠償額は18万9,724円でございます。なお、この損害賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により保険給付を受けております。

今後、このような事故が起こらないよう、作業を行うときには周囲の状況に注意しながら慎重に行うよう指導してまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、専決処分の報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

報告第10号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

住民環境課長 若尾宗久君。

住民環境課長（若尾宗久君）

それでは、御説明をいたします。

諸般の報告つづりその2の1ページをお願いします。

報告第10号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、平成28年5月25日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決処分の内容につきましては、事故発生日時、平成28年5月8日日曜日、午前8時50分ごろ。事故発生場所、岐阜県可児郡御嵩町顔戸833番地1及び同820番地74町道中168号線。損害賠償の相手方、岐阜県可児郡御嵩町古屋敷513番地5、西川敦。

事故の概要は、上記の日時及び場所において、町内一斉清掃に参加した町民が町道中168号線沿いの草刈り作業を行っていたところ、小石が飛び、顔戸グラウンド駐車場に駐車しようとしていた相手方車両のリアガラス及びリアドアを破損させたというものです。損害賠償額は18万8,352円です。なお、この損害賠償金につきましても、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険によりまして保険給付を受けるものです。

今後につきましては、作業される方の安全配慮も含めまして、事故防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻は10時5分といたします。

午前9時50分 休憩

午前10時05分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第2号から承認第5号までと議案第28号から議案第29号までの6件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件6件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第2号、平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めること

について、承認第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、議案第28号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、以上3件、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、私からは承認第2号、承認第5号、議案第28号の説明をさせていただきます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分しましたので、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

ピンク色の表紙の補正予算書の平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に2億1,623万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億2,366万8,000円とする旨、規定しております。

第2項で各款項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正による旨、規定しております。

歳入について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

6ページの款02地方譲与税から8ページ中段の款11交通安全対策特別交付金までは、平成27年度の交付額確定に伴い、それぞれ増額または減額をするものであります。

中でも、7ページ上から2段目、款06地方消費税交付金は、平成26年4月からの消費税率の値上げに伴う交付金収入が平成27年度は平年化されたこと、また景気の上向きなどもあり、6,223万8,000円を、8ページの上段、款10地方交付税は、国の補正予算に伴う地方交付税の追加交付により普通分で406万8,000円、また特殊地下壕対策事業や地方バス路線運行維持対策に要した経費などについて、特別分として1億1,954万4,000円の交付が確定したことによりまして、合わせて1億2,361万2,000円と大きく増額しております。

一番下段の款17寄附金、目01指定寄附金は、地方創生関連事業である地域消費喚起生活支援型交付金事業として御嵩町商工会が実施したプレミアムつき商品券事業について、換金されなかった額からプレミアム分に相当する額を差し引いた24万6,250円を町に寄附していただきましたので、総務費寄附金として24万7,000円を増額計上させていただいております。

次に、歳出の説明に移ります。

9ページをお願いいたします。

款02総務費、項01総務管理費ですが、目07まちづくり推進費として、先ほど歳入で御説明しました寄附金24万7,000円をふるさとふれあい振興基金へ積み立てるもの、補正総額からふるさとふれあい振興基金積立金を差し引いた2億1,599万1,000円を目16の庁舎整備基金積立金に増額積み立てするものでございます。

以上で承認2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりは17ページをお願いいたします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で専決処分しましたので、その報告を行うとともに、承認を求めるものでございます。

18ページは改正条文ですが、後ほどお目通しをお願いしまして、資料のほうで説明させていただきますので、資料つづりの34ページをお願いいたします。

改正の趣旨としまして、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第5条における御嵩町固定資産評価審査委員会条例部分に係る経過措置を明確にする必要が生じたので、所要の改正を行ったものでございます。

概要といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い制定しましたこの整備に関する条例の附則第4項を改正しております。

第4項は、条例第5条の固定資産評価審査委員会条例の手續関係を改正する旨を規定しているものですが、この改正をいつから適用するかを明確にしたものでございます。

改正前にあつては、基準日を年度で区切るようになっていたことから、平成28年度分の申し立て分は改正後の適用をし、平成27年度分の申し立てについては改正前の条例を適用することとなっていました。

改正後は、基準日を固定資産課税台帳に価格を全て登録した旨の公示日、または修正があつた場合はその旨の公示日、錯誤があつた場合は納税義務者への通知日としています。基準日を公示日または通知日とすることで、年度をまたいで価格修正などに関する不服申し立てが、改正前・改正後のいずれの条例により処理するものかを明確にしたものでございます。

なお、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成28年4月1日から施行されます関係で、条例改正につきましても4月1日施行とすることが必要となったことから、専決処分とさせていただいたところでございます。

資料つづりの35ページには、新旧対照表をつけてございますので、後ほどお目通しをいただ

きたいと思いをします。

以上で承認第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号 平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづり、ピンク色の平成28年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

今回の補正予算の主な内容は、保育料負担軽減措置の導入による補正のほか、国・県補助金等の内示に伴う事業費の補正、亜炭鉱跡防災モデル事業関連の補正が主なものとなっております。

第1条で歳入歳出予算の総額に590万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億1,490万3,000円とする旨、規定しております。各款項ごとの補正額につきましては、2ページ及び3ページに掲載の第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条で地方債の補正を規定しております。

御説明申し上げますので、4ページをお開きください。

第2表 地方債補正は、追加としまして1件、中学校施設整備事業に充てるため2,660万円を限度額として新たに借入れをするものでございます。向陽中学校の空調設備工事に充てる予定をしておりました学校施設環境改善交付金の国庫補助金が不採択となったことを受け、学校教育施設等整備事業債を充てることによるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

変更につきましても1件、通学バス購入事業につきまして、通学バスの購入時期を延期したことに伴い、購入に係る起債を皆減させていただくものでございます。

8ページをお開きください。

事項別明細書の歳入から御説明申し上げます。

款12分担金及び負担金、目01民生費負担金、節03私立保育料（現年度分）は、国や県による多子世帯、ひとり親世帯の保育料負担軽減措置のため99万3,000円の減額、1行飛びまして、節05公立保育料（滞納繰越分）は、前年度までの分担金及び負担金で繰り越された公立保育料（滞納繰越分）を節を明確化して分けて管理するため24万円を増額し、1行戻っていただいて、節04の私立保育料滞納繰越分から同額の24万円を減額するものでございます。

款13使用料及び手数料、目02民生使用料は、国や県による多子世帯、ひとり親世帯の保育料負担軽減措置のため231万円の減額。

款14国庫支出金、目04商工費国庫補助金は、御嶽宿観光用W i - F i 整備に充てるため、地

域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金を予定しておりましたが、より有利な補助事業の内示を受けたため、250万円全額を減額します。

目06教育費国庫補助金のうち、節02小学校費補助金は、スクールバス購入延期のため、僻地児童生徒援助費等補助金250万円を全て減額。

節03中学校費補助金は、向陽中学校の空調設備工事の補助事業が不採択となったため、予定していた学校施設環境改善交付金903万3,000円を全て減額しております。

9ページへまいりまして、款14国庫支出金、目03教育費委託金は、国の委託事業の採択により、活力ある学校教育推進事業委託金として136万9,000円を新規に計上しております。

款15県支出金、目02民生費県補助金は、年収470万円未満世帯の第3子以降の保育料を無償化する県の事業により無償化され、減収となる保育料の2分の1相当額を補助する児童福祉等対策事業補助金を36万2,000円増額。

目05商工費県補助金は、御嶽宿観光用W i - F i の整備等について、清流の国ぎふ推進補助金の内示を受けたため、730万円を新たに追加しております。

款15県支出金、目05教育費委託金は、スーパー食育スクール事業の採択により、県からの委託金194万3,000円を新規に計上。

款17寄附金、目01指定寄附金は、みたけとんちゃん発展会から小国町への支援に係る経費の一部にと2万8,443円の御寄附をいただきましたので、消防費寄附金として2万8,000円を計上させていただきます。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整のため176万3,000円の減額でございます。

款21町債、目04教育債、節01小学校債は、地方債補正でも御説明したとおり、スクールバスの購入延期により全額1,260万円を減額しております。

節02中学校債は、これも説明申し上げましたが、向陽中学校の空調設備工事に予定した交付金が見込めなくなったことにより、学校教育施設整備事業債2,660万円を計上しております。

11ページへ移りまして、歳出の御説明をさせていただきます。

款02総務費、目01一般管理費は、メールカー運行委託に関連する経費と地方公会計への移行経費を補正しております。節07賃金は、これまでシルバー人材センターに本庁と出先機関等との文書などの搬送業務を委託してきましたが、総務省より適切でない旨指導をいただきましたので、同業務に従事する臨時職員を直接雇用するため76万4,000円を増額するとともに、シルバー人材センターとの契約解除により、節13委託料で100万8,000円を減額しております。また、地方公会計への移行関連経費として、公会計コンサルティング業務委託料314万3,000円、公会計システムの導入委託料78万8,000円、節14の使用料及び賃借料で公会計システムの使用料24万3,000円をそれぞれ計上させていただきます。

目04電算管理費は、個人情報系管理サーバーのリース料として160万2,000円を増額。

目09地方創生事業費は、地方創生加速化交付金の内示により、3月補正予算に前倒しで計上したため、まちなまるごと鉄道博物館事業委託料874万7,000円を全額減額。

款03民生費、目02児童運営費は、財源内訳の変更です。県の第3子以降保育料無償化事業の補助金分として、国県支出金を36万2,000円増額し、国や県の多子世帯、ひとり親世帯の保育料負担軽減措置による保育料の減収分として、その他財源を330万3,000円減額しております。

款07商工費、目03観光費は、県の地方創生モデル事業である世界遺産連携推進事業の内示を受け、杉原リストのユネスコ記憶遺産登録に向けて取り組んでいる八百津町と岐阜の宝物である中山道御嶽宿、伏見宿を有する本町が連携して、新たな人の流れを創出するため、当初予算で計上済みの観光用Wi-Fiの設置工事費に加え、観光誘導看板、案内看板の設置工事費と公衆トイレの洋式化のための整備工事費として604万2,000円を増額しております。

款09消防費、目04防災費は、4月に発生した熊本地震に伴い、町の災害用備蓄品を熊本県小国町へ支援物資として届けましたので、町の備蓄品を補充するため需用費を80万円増額しております。なお、財源内訳のその他2万8,000円は、歳入でも御説明しましたとおり、みたけとんちゃん発展会からの寄附金を充てております。

款10教育費、項02小学校費、目02教育振興費は、活力ある学校教育推進事業の関連経費136万9,000円を増額しております。この事業は、上之郷小学校で小規模校の少人数を生かし、基礎学力の定着、歯磨き指導、防災教育等を推進する事業で、節08は外部有識者への謝礼として2万4,000円、節09は外部有識者等への推進会議出席に対する交通費として1万8,000円、節11は基礎学習、歯磨き指導、防災教育用物品の購入費、会議の飲料代、会議の成果報告書作成のため、合わせて120万7,000円を増額しております。節12役務費には、資料発送用の郵送料として5,000円。節18備品購入費では、教材用図書購入費として11万5,000円を増額計上しております。

目03通学バス運行費は、通学バスの購入延期に伴い、節18備品購入費の1,512万円のほか、関連予算を皆減しております。

款10教育費、項03中学校費、目01学校管理費は、向陽中学校の空調設備工事に係る国庫補助不採択のための財源内訳の変更でございます。

目02教育振興費は、スーパー食育スクール事業の関連経費として194万3,000円を増額しております。この事業は、向陽中学校を対象として、歯と骨の育成に必要なカルシウムや貧血予防のための鉄分の摂取を基本とした食習慣の形成を推進する事業でございます。節08は、外部有識者等推進会議への出席者や食育講演会の講師謝礼に29万2,000円。節09は、外部有識者や講師の交通費として10万5,000円。節11需用費は、事務用消耗品の購入。会議の折の飲料代、成

果報告書などの作成など、合わせて56万2,000円を、節12役務費は、郵送料と食習慣等分析手数料、合わせて20万6,000円を、おめくりいただきまして、節14使用料及び賃借料には、鉄分や骨密度の測定器を借り上げるための77万8,000円を計上させていただいております。

款11災害復旧費、目01特定鉱害復旧費は、亜炭鉱ハザードマップ整地化業務を防災モデル事業の枠組みで行うこととなったため、580万円の委託料を全て減額。

目02亜炭鉱対策費の節13委託料は、亜炭鉱ハザードマップ整地化業務の中に、優先順位を検討する業務やボーリング調査業務を加えまして、5,900万円を新規計上。節15は、ハザードマップ整地化業務が防災モデル事業の一部となったことにより、工事請負費の一部3,900万円を減額しております。

以上で、承認第2号、承認第5号、議案第28号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

承認第3号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

それでは、お手元の議案つづり2ページをお願いできますでしょうか。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付、専決第6号で専決処分を行いましたので、御報告を申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

次の3ページから14ページに、専決処分を行いました御嵩町町税条例等の一部を改正する条例をお示ししてございますが、恐れ入ります、別冊資料つづりで御説明をさせていただきますので、資料つづり1ページの御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の概要をお願いできますでしょうか。

改正の趣旨であります。

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布され、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されることに伴いまして、町税条例等の一部について所要の改正を行ったものであります。

主な改正内容についての概要を御説明申し上げます。

1点目としまして、法人町民税の法人税割税率の引き下げに関してでございます。国は、法人税に係る実効税率をデフレ脱却、経済再生に向けた成長志向の法人税改革として、現行の

32. 11%から29.97%への引き下げ策を平成28年度から導入します。これにより、平成28年4月1日以降に事業を開始する法人の法人税率を23.9%から23.4%へ引き下げることとなりました。これにあわせ、法人税額を基礎数値として算定させていただいております地方税の法人住民税、法人税割の税率に関し、9.7%から6.0%に引き下げられるものでございます。この施行につきましては、平成24年4月1日からとなります。

2点目でございます。軽自動車税についてであります。

1つ目として、軽自動車税に関し、取得時に燃費基準値達成状況に応じて、非課税、1%、2%、3%の4段階区分を設け課税する環境性能割が創設導入されることとなりました。その改正でございます。この環境性能割につきましては、今回の改正において市町村税として位置づけられることとなりました。本来であれば、町で賦課徴収するものでありますが、当分の間、都道府県が賦課徴収し、軽車両所在市町村に交付金として交付するという仕組みが創設されております。

2つ目として、現行の軽自動車税について、原動機つき自転車、二輪の小型自動車、四輪の乗用車、四輪の貨物車等に賦課する税を全てこれまで一くりに軽自動車税としていたものを、軽車両の形態に応じて課税する種別割と名称を変更改正するものであります。

3つ目として、平成27年4月1日から平成28年3月31日まで1年間に購入取得した車両に対し、燃費基準達成状況に応じ課税措置をとっていたグリーン化特例を1年間延長し、平成28年4月1日から平成29年3月31日に取得購入した軽車両に適用する改正がなされ、町税条例上において所要の改正を行っております。

環境性能割、種別割の導入につきましては平成29年4月1日から、グリーン化特例、延長でございますが、こちらにつきましては平成28年4月からの適用となっております。

3点目でございます。再生可能エネルギー発電設備に係る特例の見直しとわがまち特例の導入についてであります。

今回の地方税法の改正により、これまで地方税法上で経済産業省の再生可能エネルギー固定買い取り制度の認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備である太陽光、風力、水力、バイオマス等の発電設備の償却資産に係る固定資産税の課税標準に対する特例が設けられておりました。

恐れ入ります、資料の3ページをお願いいたします。

この特例適用の設備につきましては、取得期間が平成28年3月31日までとなっておりますが、対象設備の内容が一部見直された上で、取得期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日まで2年間延長されることとなりました。

変更の内容につきましては、3ページの資料中段の表でございますけれども、課税標準額に

乗ずる割合及び適用要件の改正内容というところの一番右の欄でございます。適用要件中、また一番右の欄になりますけれども、改正後にお示ししましたとおり太陽光発電設備については、これまでの認定発電設備ではなく、自家消費型のもので、国の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付を受け取得した設備、またバイオマス発電設備につきましては、認定発電設備であり、発電量が2万キロワット未満の設備というふうに見直しがなされております。

これら再生可能エネルギー発電設備に関する固定資産税課税標準額に乗ずる割合として、地方自治体が地域性、施策などを勘案して、自主的に判断して条例上で定める仕組みであります。地方決定型地方税制の特例措置、いわゆるわがまち特例により定めることとされたため、国から示されておりました参酌基準でございますけれども、国から示された参酌基準を当該施設に関して適用し、太陽光発電設備については3分の2、水力発電、バイオマス発電設備については2分の1とさせていただいております。この再生可能エネルギー発電設備の償却資産に関する課税特例につきましては、平成28年4月1日からの適用となります。

4点目であります。個人住民税における医療費控除の特例の創設であります。これまでの医療費控除に加え、国の示しておりました経済財政運営と改革の基本指針というものにおいて、個人の健康管理に係る自発的な取り組みを促すとした方向性がこの中で示されておりましたが、その方向性を税上でも導入するということになりました。

その中で、セルフメディケーション、自主服薬の推進ということにより、医療費の削減を図り、特定の一般用医薬品の購入費を控除の対象とするというスイッチOTCの控除という制度を創設するものでございます。この制度と現行の医療費控除の両方を同時に適用することができないもので、どちらかの選択をしていただくということに納税者側にはなるわけでございますけれども、そういった新しい取り組みが町税条例上でも制定してきておるところでございます。こちらの適用につきましては、平成29年1月1日からで、平成33年12月31日までの5年間の時限措置となっております。

主な改正内容につきましてはの説明はここで終わらせていただきますが、その他法令改正に伴う町税条例上での表記の変更、条ずれ等の是正を行っております。改正内容につきましては、この資料以下、4ページから30ページにかけまして新旧対照表を掲載しておりますので、そちらのお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御審議たまわりますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（大沢まり子君）

承認第4号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 高木雅春君。

保険長寿課長（高木雅春君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。
議案つづりの15ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日、専決第7号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

16ページは改正案となっておりますが、後ほどお目通しをお願いいたします。

改正案の説明につきましては、資料つづりについて説明させていただきますので、資料つづりの31ページをお開きください。

改正の趣旨であります。今回の改正は、平成28年度税制改正大綱に基づき、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に交付されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

四角く囲った概要をごらんください。

改正の内容といたしましては、大きく2点に分けられます。1点目は、課税限度の限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の課税の区分については、医療分、後期高齢者支援分、介護分の3区分がございますが、このうち医療分については、現行「52万円」を「54万円」に引き上げ、後期高齢者支援分の現行「17万円」を「19万円」に引き上げるものでございます。この改正により、国民健康保険税全体として課税限度額は、現行の85万円から89万円に引き上げられます。

2点目の改正内容といたしましては、低所得者に対する軽減算定における基準額の引き上げです。国民健康保険税において一定の所得に満たない世帯については、所得の段階に応じて7割、5割、2割の軽減措置がとられていますが、このうち5割、2割軽減の算定における算定基準額が引き上げられるものです。5割軽減については、現行では「26万円」であるものを「26万5,000円」に、2割軽減については、現行では「47万円」であるものを「48万円」とするものです。

次に、施行日につきましては、平成28年4月1日であります。

最後に、適用区分につきましては、改正後の条例の規定は平成28年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。平成27年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものであります。

資料つづりの32ページ、33ページは、新旧対照表となっておりますので、後ほどお目通しを

お願いいたします。

以上で、承認第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第29号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

恐れ入ります。説明の前ですが、定例会資料つづりその2、3ページをお願いいたします。

工事実施箇所を記載した図面を添付しております。この図面の中で、向かって左下に記載してあります工事概要欄の中ほど、中詰充填につきまして、今回の変更契約に伴う施工量の変更を記載しておりますが、前段の部分、括弧内を変更前と記載すべきところ、変更後と記載してしまいました。変更前を変更後に修正をお願いさせていただきますとともに、資料の記載誤りにつきましてここで深くおわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

それでは、議案第29号 工事請負契約の一部変更について説明をさせていただきます。

お手元の定例会議案その2つづりの1ページをお願いいたします。

平成26年御嵩町議会第3回定例会、議案第53号で議決された工事請負契約の一部を次のとおり変更するために議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、平成26年度南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業第2期防災工事です。契約の金額25億2,936万円を27億3,325万8,600円に変更するものです。変更理由は、工事変更等による増額です。契約の相手方は、飛島・大日本土木・御嵩重機特定建設工事共同企業体。代表構成員は飛島建設株式会社岐阜営業所、構成員は大日本土木株式会社、株式会社御嵩重機建設です。

議案第29号の資料につきましては、お手元の定例会資料つづりその2をお願いいたします。

1ページ、2ページ目に工事請負仮変更契約書の写しを、3ページ目に先ほど見ていただきました工事実施箇所図を記載した図面を添付しております。4ページ、5ページ目に本年3月に出来高算定のために締結をいたしました工事内容のみを変更した工事請負変更契約書の写しを資料として添付させていただきました。後ほどお目通しをよろしくお願いいたします。

では、3ページ目の工事実施箇所図を記載した図面をごらんください。

今回の変更契約につきましては、工事対象区域に新たに防災工事を実施することが可能となった箇所を追加するものです。

追加する箇所は、国道21号と可児川に挟まれた民間宅地3,760平方メートルで、図面に追加箇所と記載して濃く塗り潰してありますので、御確認をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月8日午前9時より開会しますので、よろしく願いいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時49分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

